議員提出決議案第２号

圓谷年雄議員に対する議員辞職勧告決議について

須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議員辞職勧告決議案を別紙のとおり提出する。

平成２３年１２月１日

提出者	須賀川市議会議員	森　　新　男
賛成者	同	広　瀬　吉　彦
同	同	生　田　目　進
同	同	大　越　　彰
同	同	大　倉　雅　志

須賀川市議会議長　鈴　木　忠　夫　様

圓谷年雄議員に対する議員辞職勧告決議

市議会議員は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の進展と市民のしあわせ実現に努めなければならない。

圓谷年雄議員は、去る 11 月 24 日に開催された議員全員協議会において、飲酒運転を認めた上で、我々議員に対して 9 月定例会において決議された議員辞職勧告決議を重く受け止め、真摯に対応すると言いながら、1 つには議員活動を通して信頼回復に努める。2 つには自身の後援会から議員を継続することを要請された。3 つには裁判結果を待って進退を判断するという理由から議員を続けるとしており、このことは社会正義に反するばかりか、議会の決定を著しく軽視するものである。

そして何より、在職中に飲酒運転をしたことは言語道断であり、そうした人間がそのまま市議会議員を続けるべきではない。

市議会議員として、このような行為、言動は市民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、政治的・道義的責任は免れず、市民感情からして許されるものではなく、よって須賀川市議会は、あらためて圓谷年雄議員に対して自らの意思により議員を辞職するよう強く求めるためここに決議する。

平成２３年１２月１日

須　賀　川　市　議　会